

# JRなど運賃割引推進ニュース

平成30年10月9日(火) No.69号 発行：全国精神保健福祉社会連合会  
交通運賃割引全国運動推進PT 座長：奥田和男 事務局長：堀場洋二  
連絡先携帯 080-1623-5975 E-mail horiba@sc.starcat.ne.jp



## ◆◇ 航空運賃割引 精神障害者にも適用!! ◇◇

2015年6月26日、全国精神保健福祉社会連合会は「一般社団法人全日本航空事業連合会」へ他障害同等の航空運賃割引の要請を行ってきました。2018年9月21日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名で国土交通省と協議の上、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛に「障発0921第8号・障害者に対する航空旅客運賃の割引について(通知)」が周知されました。

これを受けて、全国精神保健福祉社会連合会事務局は【JAL】及び【ANA】に対し、御礼と併せて実施に踏み切った背景について問い合わせた結果、下記の回答を得ました。

【JAL】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。

2020年のオリンピックパラリンピック開催に向けて、バリアフリーの機運が高まってきている。バリアフリー関連についてはJALにも社会的な役割として求められていることが背景。割引実施は当社独自の判断。厚生労働省からの要請はあった。



【ANA】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。また従来手帳に航空運賃割引の承認印(障害福祉課などの窓口)が必要だったがなくなった。「定期航空協会」の要請があった。

## 障害者等に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要

### ☀ 9月21日航空会社においてプレスリリース ☀

	現行	適用拡大後	適用予定時期
精神障害者	—	全ての 「本人・介護人」 に適用	日本航空グループ 2018年10月4日予約受付分～ 全日本空輸グループ等 2019年1月16日予約受付分～
身体障害者 知的障害者	障害の程度に応じ、 「本人・介護」又は 「本人」の区分あり		

《日本航空グループ》 日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム

《全日本空輸グループ等》 全日本空輸、ANAウイングス、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー

※現在、障害者等に対する航空旅客運賃の割引を実施している他の航空運送事業者については、今回の日本航空等における適用拡大にならうかどうかを検討中。

※全日本空輸グループ等においても、1月16日から、日本航空グループと同様の制度変更を行う予定です。航空事業者において明確な決定があり次第、各自治体に対して変更を踏まえた改正通知を发出させていただく予定としております。(次ページへ続く)



# 厚生労働省の通知 — 精神障害者に関する記述紹介

《割引運賃額》 障害者に対する割引運賃は、各航空運送事業者がそれぞれ設定するものであり、運送事業者又は路線によって異なることがある。

《割引運賃の適用区間》 **精神障害者について** 割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミュータ（株）、琉球エアコミュータ（株）、（株）ジェイエア及び（株）北海道エアシステムの定期航空路線の国内線全区間とする。

《割引運賃の適用範囲》 **精神障害者について** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該精神障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

《割引運賃を利用する場合の航空券の購入手続》 **精神障害者について**

（1）精神障害者が航空券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る。）を航空券販売窓口に提示するものとする。なお、精神障害者は、乗降の際及び搭乗中は、同手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならないものとする。ただし、本人の携帯が困難な場合には、介護者が携帯しても差し支えないものとする。

（2）精神障害者が介護者と共に搭乗する場合は、利用開始前に同一搭乗区間の航空券を同時に購入するものとする。

《実施期日》 障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、平成30年10月4日より実施される。ただし、変更が可能な航空券であれば、同日までに発券した場合であっても、同日以降の申し出により適用される。

## ▶▶ 32都道府県議会で意見書採択 ◀◀



家族会の働きかけで「他障害同等の交通運賃割引の実現を求める意見書」を採択した都道府県議会は、北海道、秋田県、岩手県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、福岡県、大分県、佐賀県、熊本県、鹿児島県（47都道府県/32都道府県/達成率68.1%）です。政令指定都市で採択した札幌市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市（20市/7市/達成率35%）を含め166の市町村議会で採択（達成率9.5%）されています。静岡県（35）富山県（15）鳥取県（19）では100%の自治体で、神奈川県（33/16）、奈良県（39/17）では40%以上、大分県（18/7）では40%近い自治体で意見書採択を成し遂げています。

**全国津々浦々から意見書採択運動を!!**



**公営・民営の全交通事業者への懇談要請行動を!!**

◆ 《厚労省障害保健係長報告内容》 この間の割引適用について、団体やユニバーサルデザイン2020行動計画など社会的要請に基づいて、厚労省からも働きかけ、具体的には国交省と航空事業者が5～6月に重点的に話し合い、実施要請をしてきた。（みんなねっと小幡恭弘事務局長より）

◆ 《成果の背景》 全国運動に立ち上がった今日までの家族会の運動及び改正バリアフリー法などが後押ししました。引き続き「意見書採択運動」「交通事業者への要請行動」を展開していきましょう。